

## 会議運営について

### 「大町市地域公共交通会議」と「大町市地域公共交通活性化協議会」統合について

#### 1 趣旨

本市には、地域公共交通に関して協議する会議体が2つあります。これらの会議は法令上の枠組みが異なるものの、地域の公共交通を協議対象とする場であることから一本化し、両方の機能を兼ねた会議体とする。

#### 2 大町市地域公共交通会議と大町市地域公共交通活性化協議会の違い

	交通会議	活性化協議会（法定協議会）
法令根拠	道路運送法  市設置要綱（H19.4.1 施行）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律  市設置要綱（R5.4.1 施行）
目的	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関する協議  ※運賃等に関する協議は、R5.10.1より「運賃協議会」の設置が必要。	地域公共交通計画の作成(変更)及び実施に関する協議
協議対象	バス、タクシー、自家用有償旅客運送	多様な交通モード（鉄道等も対象）
構成員 ►裏面参照	※市 県 ※運輸局 公安委員会 道路管理者 ※交通事業者 ※事業者の組織する団体(協会等) ※事業者の運転者団体(労組等) ※住民、利用者 学識経験者(識見者)	※市 県 運輸局 ※公安委員会 ※道路管理者 ※交通事業者  ※住民、利用者 ※学識経験者
備考	・市民バス等の許認可には、交通会議で協議が整った証明が必要 ・手続きに係る処理期間の短縮等、特例が受けられる	・計画策定と国の補助要件が連動化されたため、国補助を受ける場合には、法定協議会である本協議会に対して行われる

#### 3 統合理由

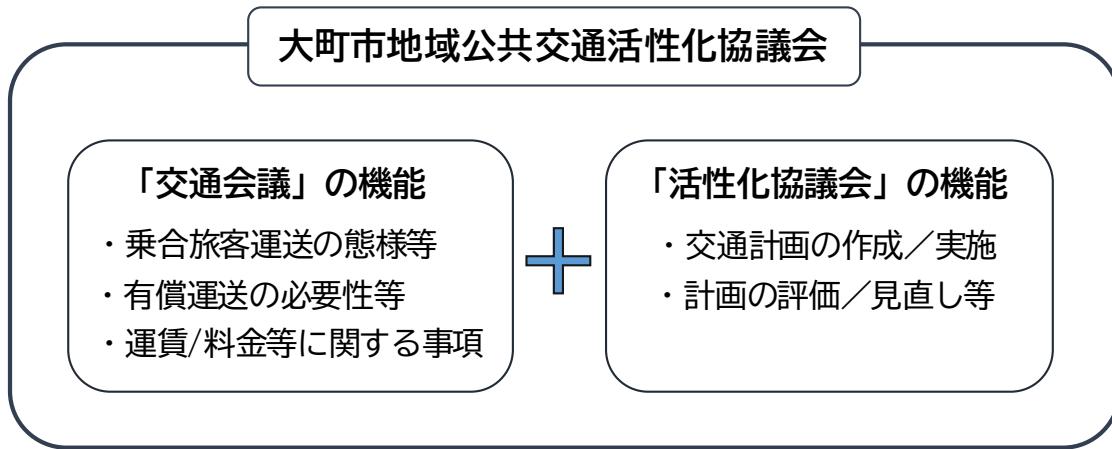
- ▶ 地域公共交通計画を具現化するためには、道路運送法上の手続きが必要であることから、一体的に協議することが望ましい
- ▶ 委員の集約化による会議の負担軽減、会議の効率化を図る

■ 各会議体の委員名簿

(任期：ともに令和7年3月31日まで)

区分		交通会議（24名）		活性化協議会（23名）	
		所属	委員氏名	所属	委員氏名
関係行政機関	大町市	総務部	田中 久登	総務部	田中 久登
				教育委員会	太田 三博
	長野県	交通政策課	丸山 正徳		
		北ア地域振興局	半崎 洋一	北ア地域振興局	半崎 洋一
	道路管理者	長野国道事務所	関口 広喜	長野国道事務所	関口 広喜
		大町建設事務所(係長)	伊藤 求	大町建設事務所(課長)	濱 智裕
				大町市建設課	松田 紀幸
	運輸局	北陸信越運輸局	佐藤 栄治	北陸信越運輸局	山岸 康範
	公安委員会	大町警察署	市川 透	大町警察署	市川 透
	交通事業者等	アルピコ交通	工藤 秀行	アルピコ交通	工藤 秀行
		北アルプス交通事業部	佐藤 洋之	北アルプス交通事業部	佐藤 洋之
		やまびこ	江津 敦志	やまびこ	江津 敦志
		長野県バス協会	松井 道夫		
				太陽バス	佐藤 浩樹
				ラビット観光	内川 芳三
学識経験者	タクシー	アルプス第一交通(代表)	福永 幸久	アルプス第一交通(部長)	森山 良子
		アルピコタクシー	薄井 浩章	アルピコタクシー	薄井 浩章
		長野県タクシー協会	小松 裕		
	鉄道			信濃大町駅長	岡田 聰
	関連団体	アルピコ交通労働組合	丸山 智広		
		関電アメニックス労働組合	大久保 昌幸		
住民・利用者	学識経験者			長野高専	柳沢 吉保
	識見者	市シニアクラブ連合会	長崎 喜治		
		公募市民	遠藤 裕子		
	住民	市連合自治会(大町)	塩入 博仁	市連合自治会(会長)	鷲澤 恒夫
		市連合自治会(平)	長澤 燦	八坂地域づくり委員会	竹本 明信
		市連合自治会(常盤)	栗林 俊博	美麻地域づくり委員会	小林 敏文
		市連合自治会(社)	遠藤 満永	公募市民	中島 ひとみ
		市連合自治会(八坂)	塚田 茂		
		市連合自治会(美麻)	細井 忠		
その他	必要と認める者			大町市社会福祉協議会	中村 勝彦
				大町市観光協会	遠藤 高弘
事務局（市）		情報交通課		情報交通課 / 関連部署 観光、福祉	

## 4 改正概要



### (1) 市設置要綱の一部改正及び廃止

#### ① 大町市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正

- ▶ 交通会議の機能を付加
  - ・地域の実情に応じた乗合旅客運送の態様等に関する事項
  - ・市運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- ▶ 運賃協議会の条項を追加
  - ・運賃等の協議は、令和5年10月1日以降、交通会議ではなく、新たな協議会で協議をすることが定められた（R5.4 道路運送法改正）

#### ② 大町市地域公共交通会議設置要綱の廃止

- ▶ 交通会議の目的・機能を、活性化協議へ移行

### (2) 構成員

統合後の委員については、改正日以降にご依頼をさせていただきます。

### (3) 改正時期

令和7年4月1日施行